

訪問介護人材等確保対策事業（R7）

1 事業内容

訪問介護員の人材確保及び質の向上を図るため、①初任者の訪問介護員に対する OJT 研修、②実務者研修等の受講、③実務者研修等を受講する際に必要となる代替職員の確保に係る経費を④経営改善に係る経費を補助する。

2 対象者

兵庫県内の訪問介護事業所
※兵庫県又は県内市町から指定を受け、
兵庫県内に所在する事業所に限る。

3 事業実施の公募

本事業の実施希望者は、県に別紙申込書類を提出する。

4 各メニューの内容

① 初任者の訪問介護員に対する OJT 研修の補助

初めて訪問介護を行う訪問介護員に対する研修に費用な経費を補助

(1) 補助対象経費

初めて訪問介護業務に従事する訪問介護員に対して研修を行うために必要な人件費、旅費、報償費、使用料及び賃借料、需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費）

(2) 補助基準額

初めて訪問介護に従事する訪問介護員 1 名につき220千円（補助率1/2）

＜補助要件＞

○採用1年以内(令和7年4月1日時点)の訪問介護職員に対する研修(6ヶ月以内)を対象とする。

○先輩職員の同行訪問を研修に含めること。

【補助金額算出方法】

例①経費 220,000 円(税抜)の場合、補助額は $220,000 \text{ 円} \times 1/2 = 110,000 \text{ 円}$

例②経費 300,000 円(税抜)の場合、 $300,000 \text{ 円} > 220,000 \text{ 円}$ のため、

補助額は $220,000 \text{ 円} \times 1/2 = 110,000 \text{ 円}$

例③経費 98,730 円(税抜)の場合、 $98,730 \text{ 円} < 220,000 \text{ 円}$ のため、

補助額は $98,730 \text{ 円} \times 1/2 = 49,365 \text{ 円}$ 、1,000 円未満切り捨てのため 49,000 円

② 実務者研修等の受講料の補助

事業所に勤務する訪問介護員（採用予定者を含む）が実務者研修等を受講するための経費を補助

(1) 補助対象経費

実務者研修、介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修（第1号研修、第2号研修、第3号研修）、認知症介護指導者フォローアップ研修、認知症介護基礎研修の受講料

(2) 補助基準額

研修を受講する訪問介護員 1 名につき100千円（補助率1/2）

※令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に修了する研修に限る。

（※実績報告時に修了証の添付が必要です。）

【補助金額算出方法】

例①受講料 100,000 円(税抜)の場合、補助額は $100,000 \text{ 円} \times 1/2 = 50,000 \text{ 円}$

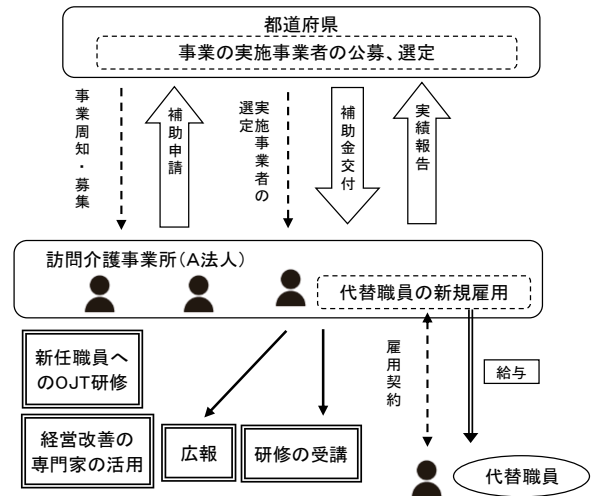
例②受講料 150,000 円(税抜)の場合、 $150,000 \text{ 円} > 100,000 \text{ 円}$ のため、

補助額は $100,000 \text{ 円} \times 1/2 = 50,000 \text{ 円}$

例③経費 53,500 円(税抜)の場合、 $53,500 \text{ 円} < 100,000 \text{ 円}$ のため、

補助額は $53,500 \text{ 円} \times 1/2 = 26,750 \text{ 円}$ 、1,000 円未満切り捨てのため 26,000 円

本補助事業のスキーム



③ 実務者研修等を受講する際に必要となる代替職員の確保に係る経費の補助

事業所に勤務する介護職員が実務者研修等を受講する際に必要となる代替職員の人件費を補助

(1) 補助対象経費

現任職員の実務者研修等への派遣に係る代替職員の人件費

＜補助要件＞

○対象となる研修

実務者研修、介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修（第1号研修、第2号研修）、認知症介護指導者フォローアップ研修、認知症介護基礎研修

※喀痰吸引第3号研修は対象外です。

○雇用開始日

令和7年4月1日以降

○補助要件等

	直接雇用	派遣職員
雇用期間 派遣期間	1 か月以上 6 か月以下	6 か月以下
勤務時間	常勤労働者の 3/8 以上	
勤務場所	県内の訪問介護事業所等	
補助要件	代替職員の雇用期間中に開催される実務者研修等に現任職員を派遣した延べ日数が、代替職員の勤務日数の 4 分の 1 以上	実務者研修等に現任職員を派遣した延べ日数に 2 を乗じた日数を、代替職員の派遣受け入れ日数の上限とすること
	次に掲げる要件のいずれかに該当すると県が認めた場合は、この限りでない。 ① 天災事変等のため現任職員を外部研修に派遣できなかった場合 ② 研修計画で現任職員を派遣する予定としていた実務者研修等が中止になり、かつ、代わりとなる実務者研修等に現任職員を派遣する余裕がなかった場合	

(2) 補助基準額 （補助率 10/10）

① 直接雇用の場合

代替職員の雇用期間	補助金の額
6 ヶ月	1,250,000 円
5 ヶ月以上 6 ヶ月未満	1,041,000 円
4 ヶ月以上 5 ヶ月未満	833,000 円
3 ヶ月以上 4 ヶ月未満	625,000 円
2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	416,000 円
1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	208,000 円

② 派遣職員の場合

派遣職員の勤務日数に10千円乗じて得た補助基準額と、法人が負担する補助対象経費の実支出額と総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

※当初雇用していた者が離職した後、新たに代わりの者を雇用した場合は、それぞれの雇用期間を通算した期間を雇用期間とする。

④ 訪問介護事業所の経営改善に係る経費の補助

事業所の経営基盤の強化や経営状況の改善、若しくは各種加算の新規取得等を図るため、経営改善の専門家に委託する経費や介護人材や利用者確保のための広報に係る経費を補助

ア 経営改善の専門家の活用（事務作業行うための臨時職員を雇用することも可）

(1) 補助対象経費

経営改善の専門家の活用に係る委託料、人件費（臨時職員の人件費以外の経費に充てることはできないものとする。）、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料および賃借料

(2) 補助基準額 1 事業所あたり 400 千円（補助率 10/10）

イ 介護人材や利用者確保のための広報

(1) 補助対象経費

介護人材や利用者確保のための広報に係る人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷

製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料および賃借料補助基準額
(2)補助基準額 1事業所あたり 300 千円（補助率 10/10）

5 スケジュール(予定)

令和7年8月～9月 実施事業者募集（交付申請書提出）

令和7年9月～10月 交付決定（予定）

※実績報告の期日：事業完了の日から起算して 30 日を経過した日または

翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日

※実績報告書の提出等については随時お知らせします

6 留意事項

- 令和7年4月1日～令和8年3月31日に発生した経費が補助の対象となります。
（ただし、②実務者研修等の受講料の補助については令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に修了する研修にかかる経費が対象となります。）
- 予算に達し次第募集を締切ります。

問い合わせ・申込書類等提出先

兵庫県高齢政策課:078-341-7711（内 2944）